

厚生労働大臣が定める指定訪問看護の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百二十号

指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める指定訪問看護（平成十二年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年六月一日から適用する。

令和八年三月二十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号01の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは注14に規定する深夜訪問看護加算又は区分番号01―2の注9に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは注10に規定する深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法区分番号01の注13に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算又は区分番号01―2の注9に規定する夜間・早朝訪問看護加算若しくは深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）</p>